

佐賀県東部工業用水道規程第二号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

第二条の見出し中「、休憩時間、休息時間」を削り、同条中「、休息時間」を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第二条の二 知事は、時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、別に定める期間内にある勤務時間が割り振られた日（第四条第一項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十三条中「第三条」を「第二条の二」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。